

小矢部市合併処理浄化槽改造資金利子補給金

対象区域において、特定金融機関（市長の指定する金融機関）から合併処理浄化槽の排水設備工事に必要な改造資金の貸付けを受けた方を対象に、その改造資金について支払った利子に対して、予算の範囲内で利子補給金を交付します。

●対象区域

- 小矢部市公共下水道事業計画区域以外の区域
- 農業集落排水事業整備区域及び同計画区域以外の区域
- 小矢部市公共下水道事業計画区域のうち、補助金の交付を受けようとする年度において下水道未整備の区域
- 農業集落排水事業整備区域又は同計画区域のうち、補助金の交付を受けようとする年度において農業集落排水処理施設が未整備の区域

●特定金融機関

- 北陸銀行（石動支店・津沢支店）
- 富山第一銀行（石動支店）
- 富山銀行（石動支店）
- 石動信用金庫（本店・中央支店・福町支店）
- 砺波信用金庫（津沢支店）
- いなば農業協同組合（本店・支店）

●対象となる貸付けの内容

- 限度額 2,000,000円
- 利率 新長期プライムレート+1%
(一部の特定金融機関は、長期プライムレート+1%)
- 償還期限 5年以内

※改造資金の貸付けの日前に既に工事費用を支払っている場合は、対象となりません。

●利子補給金の額

金融機関に支払った利子額（延滞利子額を除く。）に相当する額
(限度額：貸付利率を改造資金の貸付けの日における法定利率として計算して得た額に相当する額)

●交付要件

- 特定金融機関から改造資金の貸付けを受けていること。
- 市税等を滞納していないこと。
- 家屋の所有者又は改造について所有者の同意のある家屋の使用者であること。

●申請方法

申請書に特定金融機関の発行する貸付報告書及び支払予定利子計算書を添えて上下水道課に提出してください。詳しくは、上下水道課（電話 0766-67-1760・内線 767）にお問合せください。